

:	終了	:	2024/07/17
:	急いで	:	
:	小門 亜優美	:	90%
:		:	0.00
顧客ID:	ls10127161	システム:	RC-LS クラウド
医療機関名:	堂園メディカルハウス	カルテ番号:	
完了通知日:		診療年月:	
医療機関コード:	0127161	業務区分:	

医療機関様からのお問い合わせです。

生活習慣病管理料 と 特定疾患処方管理加算 は併算できないと思うのですが、

こちらは点検ルールとして設定されていますか？

特に該当のカルテ番号はないのですが、ルールがあるかの確認をお願いします。

#2 - 2024/07/18 09:12 - 姜 俊豪

- ()新規 フィールドバック()

- ()姜 俊豪 小門 亜優美()

生活習慣病管理料 と 特定疾患処方管理加算 は併算定を点検するルールはありません。

ただし、二つの診療行為ともに主病名のみを点検するように変更され、主病名を一つだけ設定すると、下記の二つのメッセージのうち一つは発生します。

主病とする高血圧症の病名がなく、生活習慣病管理料（高血圧症を主病）が算定されています。

主病とする特定疾患の病名がなく、特定疾患処方管理加算（処方箋料）が算定されています。

のため、個人的には別途の病算定点検ルールは必要ないと思います。

別途の病算定点検ルールが必要かどうかは磯崎さんに相談しましょう。

生活習慣病管理料 と 特定疾患処方管理加算

主病とする高血圧症の病名がなく、生活習慣病管理料（高血圧症を主病）が算定されています。

主病とする特定疾患の病名がなく、特定疾患処方管理加算（処方箋料）が算定されています。

#3 - 2024/07/18 09:19 - 小門 亜優美

- () 小門 亜優美 磯崎 康浩 ()

主病名はレセコンや電子カルテにて、複数登録できてしまうので、

既存のルールのみだと 生活習慣病管理料 と 特定疾患処方管理加算 が併算されていても合格となってしまいます。

個人的には別途ルールが必要と考えます。

磯崎さんの意見を伺いたいです。

よろしく願いいたします。

#4 - 2024/07/18 10:27 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 姜 俊豪()

????????????????????

????????????????????

????????????????????

????????????????????

よって、??

#5 - 2024/07/18 15:09 - 姜 俊豪

- () 姜 俊豪 磯崎 康浩 ()

サンプル様式でルール作成をお願いします。

#6 - 2024/07/18 15:42 - 磯崎 康浩

- 生活習慣病マスタ.xlsx (ガ) ガ

- 生活習慣病1.xlsx (ガ) ガ

- 生活習慣病2.xlsx (ガ) ガ

- () 磯崎 康浩 姜 俊豪()

サンプル様式作成しました。

よろしくお願ひします。

#7 - 2024/07/19 13:42 - 姜 俊豪

- () フィールドバック 解決()
- () 姜 俊豪 小門 亜優美()
- () 0 90()

新規ルールDCF100M001を作成し、テスト完了後、2024-07-19 13:35:58にサーバを再起動して対応を完了しました。

磯崎さんが作成されたファイルの内容は既にほとんど点検しているのひ、生活習慣病管理料と特定疾患処方管理加算のみ点検するルールで作成しました。

DCF100M001 , 2024-07-19 13:35:58

生活習慣病管理料と特定疾患処方管理加算

#8 - 2024/07/23 09:08 - 小門 亜優美

- () 解決 終了()

生活習慣病マスタ.xlsx	11.313 KB	2024/07/18	磯崎 康浩
生活習慣病1.xlsx	173.29 KB	2024/07/18	磯崎 康浩
生活習慣病2.xlsx	159.817 KB	2024/07/18	磯崎 康浩